

児童虐待対応について

～子どもの安心安全を適切につなぐ体制づくり～

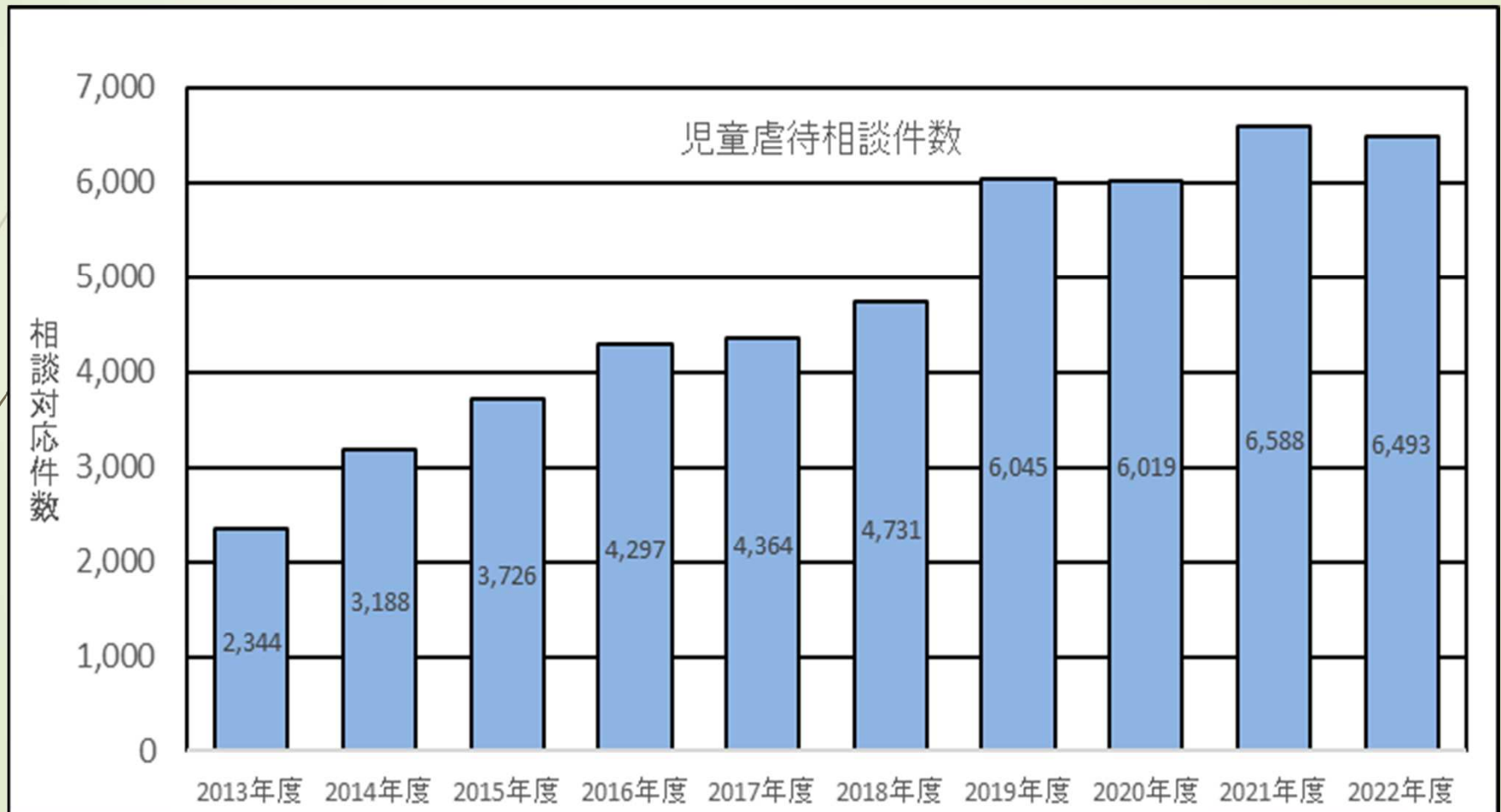
令和6年2月14日 愛西市虐待等防止ネットワーク協議会
海部児童・障害者相談センター
児童福祉司 猪飼 哲也



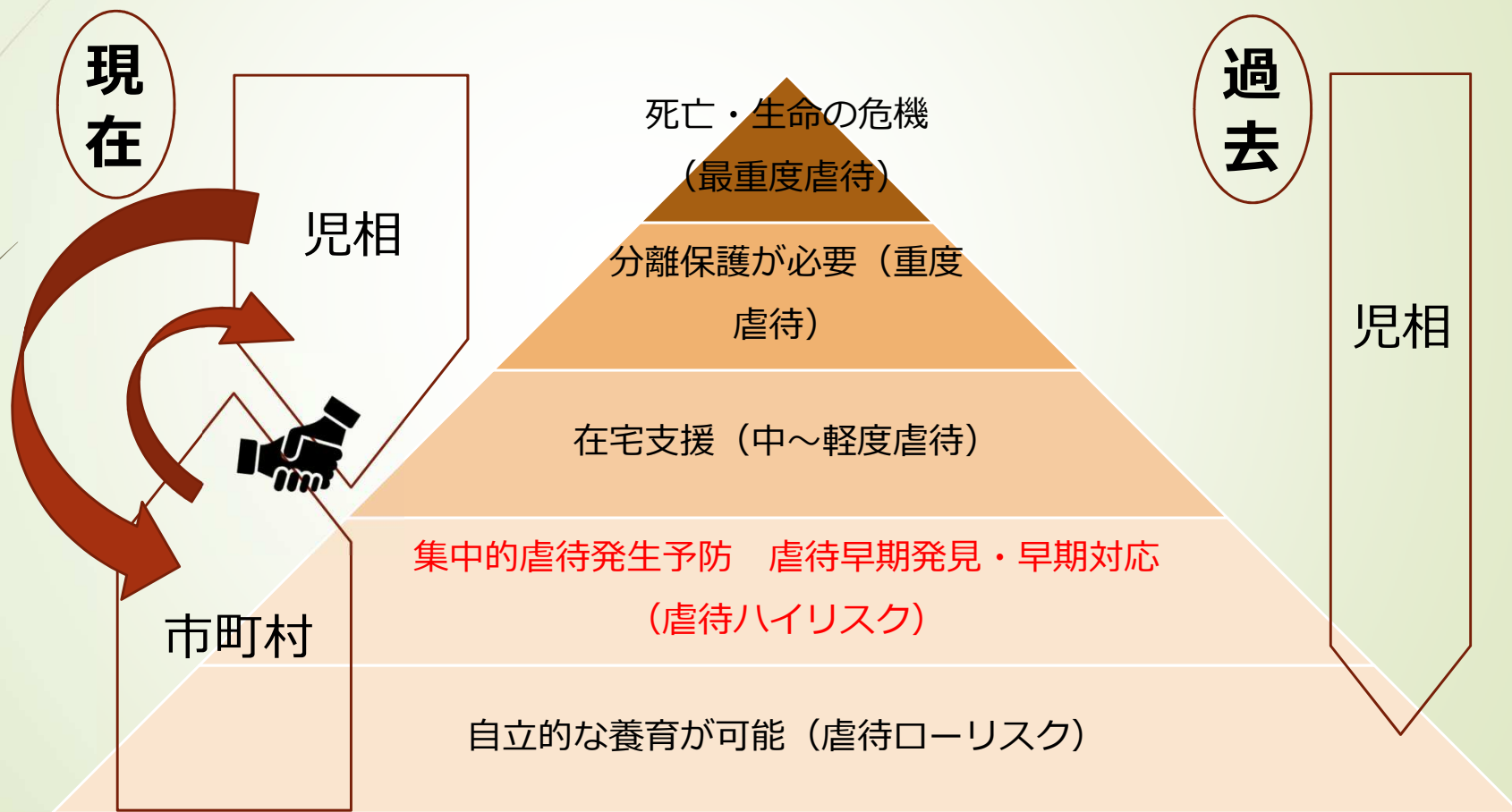
本日の内容

- 児童虐待対応の現状について
- 地域における課題や現状について
- 子どもの安心安全を適切につなぐ取り組みについて

愛知県における児童虐待の相談件数



虐待の重症度等及び児童相談所と市町村の役割 (子ども虐待対応の手引き)



市・地域における児童虐待対応の役割について

児童虐待対応においては

- ▶ 虐待の予防
- ▶ 虐待の早期発見・早期対応

重要なことは

虐待（予兆含む）を把握し、適切にそのバトンを繋ぐ

児童虐待の早期発見・早期対応のためには

虐待対応の中心となる児相や市（子ども担当課）が連携できている

だけでは×

⇒子どもと最も接点のある関係機関と適切な連携。

そして、そのための体制づくりが大切となる。

所属（地域）における課題の一例

児童虐待を早期発見しやすい学校や保育園などの所属において


そもそも虐待って!?

どのようなことが
リスクなの!?

発見したら、
どうしたらいいの!?

通告すると保護者との関係
が悪くなるからな...





所属（地域）における課題の一例

結果として、子どもの安心安全のためのバトンが繋がれない。

→子どもの虐待（予兆）に気づけない事態

→把握しても適切に虐待から児童を守る対応につなぎきれない状況

などが起こりうる。

望まない結果となった過去の事例

- 2015年に父親から虐待を受けていた西東京市の中学2年の男子生徒が自ら命を絶った事件。学校側は保護者からの暴行の痕跡に気付いていながら、市や児童相談所への通告などの対応を取らなかった。
- 背景には、担任教諭が2度、生徒の顔にあざがあるのを見つけ、本人も父親に殴られたと認めたにもかかわらず、学校として虐待と判断できなかった。生徒が「いつもではない。大丈夫」と話したことなどが理由だった。
- 専門家らで構成する市の検証委員会は「虐待への感度や意識が十分ではなかった」と総括。検証委のメンバーである弁護士からは「教諭が虐待の疑いを持って、保護者との関係を重視して通告をためらうケースもある」と指摘があった。

意外と知られていない通告義務

児童虐待通告について
児童福祉法・児童虐待防止法における規定

児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを・・・（以下児童福祉法第25条と同じ）

2 略

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

意外と知られていない通告義務

「虐待を受けたと思われる児童」

①主観的な定義

発見者が虐待の事実を証明するところまで要求されていない

⇒事実確認の調査は通告を受けた市や児童相談センターが行うもの

②結果的に虐待でなかったとしても、悪意や故意に虚偽の通告をした場合を除き、責任を問われることはない

③通告をしたことで、守秘義務違反を問われることもない

⇒逆に通告をしないことで責任を問われることがある

意外と知られていない通告後の対応

市や児相にて調査の上で緊急受理会議を実施

- ・ 指導や支援方針を決定
- ・ 児童の安全確保のために分離（一時保護）が必要かを判断

厚生労働省から通達されている指針としては

通告を受けてから48時間以内に児童を目視して判断

ちなみに 一時保護が必要な場合、児童が帰宅してからの保護は困難となる
深刻であるとされる「首から上の怪我」は登校・登園時に発見可能

登校・登園時に発見された怪我の報告（通告）は迅速に。

このタイミングを逃すことで重大な結果になることも。

学校や保育園の立場になってみれば

通告することのリスクと通告しないことのリスク

通告することのリスク

- ▶ 調査対象となった保護者があれこれ想像して通告者を特定しようとする
- ▶ 保護者が持っていき場のない怒りを通告者（と思われる人）にぶつける
- ▶ その結果、今後も顔を合わせる保護者との関係が悪化する

通告しないことのリスク

- ▶ SOSの兆候を放置することで虐待者の行為に歯止めが掛からなくなる
- ▶ 子ども自身が周囲にSOSを出さなくなる（諦めてしまう）
- ▶ その結果、虐待死事件等重大な事件に発展しかねない状況となる

求められる児童虐待対応

児童福祉司として、このような課題・問題を市と一緒に考えて感じることに

- 実際に各現場において最前線で子どもの支援や応援をする職員の方々は児童虐待の専門職ではない。知識や対応について必要な情報を持っていないこと。もしくはその機会があまりないことも多いのが現状ではないか。(一例の通告義務。それについての考えることや学ぶ機会がない。)

⇒市と児相が虐待対応の力をあげていくことは大切だが、

児童虐待対応の課題の一つ一つに対して地域を巻き込みながら、

市と児相が一緒になって取り組んでいくことも非常に重要



課題に対する取り組みの紹介

①市と児相による研修会の実施



- 市と児相で地域の課題を検討
- 対象者から内容、実施方法まで打合せを重ねながら準備
- テーマ（例）
【児童虐待の現状や通告の対応について】
- アンケート実施
- アンケート踏まえて今後地域を巻き込んで取り組める方法を検討

課題に対する取り組みの紹介

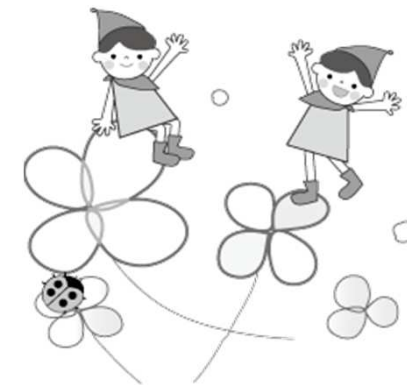
②児相作成の所属版児童虐待かんたんマニュアルの周知


目 次

- I 虐待とは何か、虐待の4類型
フローチャート ～虐待の発見から通告まで～
- II 保育園、幼稚園における虐待の
発見～通告～見守りの留意点
- III 小中学校における虐待の
発見～通告～見守りの留意点
- IV 保護者とのかかわり方
- V 虐待の重症度等と対応内容
および児童相談所と市の役割

かんたんマニュアル

保育園、幼稚園、小中学校で
虐待が疑われる子どもを見つけたとき
どう対応したらよいか？





さいごに

今後もさまざまなご対応やご協力をいただくとお思います。
引き続き、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。